

「(仮称) 岩手県スポーツ推進計画」の策定について

1 計画策定の趣旨

スポーツ基本法第 10 条において、県は、スポーツ基本計画を参酌し、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとされています。

本県では、これまで「岩手のゴールドンプラン」や「岩手県生涯スポーツ振興計画」、「岩手県スポーツ振興計画」などを策定してきたところであり、現在は、「いわて県民計画」の中に定めるスポーツ分野に関する政策項目を地方スポーツ推進計画に位置付け、本県のスポーツの振興を図っています。

国において、スポーツ基本計画を平成 29 年 3 月に改定し、第 2 期スポーツ基本計画が策定されたことから、本県における地方スポーツ推進計画を見直すこととし、その内容の明確化を図るため、個別計画として策定するものです。

2 計画の役割

この計画は、スポーツ基本法に定める地方スポーツ推進計画として、県民をはじめ、市町村やスポーツ団体などと連携・協働し、スポーツを推進するよう、県のスポーツ推進の方向や具体的内容を示すものです。

3 計画の概要

(1) 計画期間

平成 31 年度（2019 年度）から平成 35 年度（2023 年度）の 5 年間とします。

(2) 計画の構成等

スポーツ基本法第 10 条に基づき、スポーツ基本計画を参酌した構成・内容とします。

(3) 計画の主な方向性

スポーツ基本法やスポーツ基本計画、次期総合計画などの考え方を踏まえ、今後、岩手県スポーツ推進審議会の意見をいただき検討していきます。

4 計画策定の進め方

(1) 岩手県スポーツ推進審議会

知事が岩手県スポーツ推進審議会に諮問を行い、審議会において、岩手県スポーツ推進計画（仮称）の基本的方向についての審議を行った上で、知事に答申を行います。

(2) 県民等からの意見聴取

策定過程を通じて、市町村、関係団体、県民への説明会を開催し、意見等を

集め、反映します。

5 策定スケジュール（5月22日時点）

○平成30年

5月30日(水) 第14回審議会：骨子（案）、現状

8月29日(水) 第15回審議会：計画素案（たたき台）

11月14日(水) 第16回審議会：計画素案

12月上旬～1ヶ月 パブリックコメント、住民説明会

○平成31年

2月8日(金) 第17回審議会：パブコメ等結果報告、計画答申(案)

3月15日(金) 第18回審議会：答申

※ 今後、検討状況によっては、日程変更の可能性もあること。

6 参考

岩手県スポーツ推進審議会条例（抜粋）

（設置）

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、岩手県スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

スポーツ基本法（抜粋）

（地方スポーツ推進計画）

第10条 都道府県及び市町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第24条の2第1項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあつては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）

第31条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。